

令 6 長寿社会第 6 7 6 号  
令和 6 年（2024 年）8 月 3 0 日

(社福)山口県社会福祉事業団理事長  
(社福)山口県社会福祉協議会会長  
山口県民生委員児童委員協議会会長  
(一財)山口県老人クラブ連合会会長  
山口県老人福祉施設協議会会長  
山口県老人保健施設協議会会長  
(一社)山口県医師会会長  
(公社)山口県歯科医師会会長  
(一社)山口県薬剤師会会長  
(公社)山口県看護協会会長  
(公社)山口県栄養士会会長  
山口県理容生活衛生同業組合理事長  
山口県美容業生活衛生同業組合理事長  
山口県公衆浴場業生活衛生同業組合長

様

山口県健康福祉部長

令和 6 年「老人の日・老人週間」の実施について

このことについて、厚生労働省老健局長より別添のとおり通知がありました。  
つきましては、「老人の日・老人週間」キャンペーンの趣旨を御理解いただき、  
その推進について格段の御配慮をお願いするとともに、関係団体に対して、この趣  
旨を周知してくださるようお願いいたします。

長 寿 社 会 課  
生涯現役推進班  
担 当 弓 立  
TEL083(933)2782



老発0821第4号  
令和6年8月21日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省老健局長  
(公印省略)

#### 令和6年「老人の日・老人週間」の実施について

「老人の日・老人週間」につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本年も、内閣府、消防庁、全国社会福祉協議会などの11機関・団体とともに、別添のとおり「令和6年『老人の日・老人週間』キャンペーン要綱」を定めました。

この要綱では、「みんなで築こう 健康長寿と共生社会」を標語として、すべての高齢者が安心して暮らせるまちづくり、高齢者の社会参加・ボランティア活動の促進、高齢者の人権の尊重など6つの目標を掲げています。

つきましては、本年の「老人の日・老人週間」について、各地域において取組を実施いただきますようお願いいたします。

併せて、貴管内市町村及び関係団体に対しましても本取組についてご周知いただきますよう重ねてお願いいたします。

9月15日は

老人の日

みんなで築こう

健康長寿と共生社会

## 令和6年「老人の日・老人週間」キャンペーン要綱

団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年には、認知症高齢者が584万人あまりにのぼるとの推計が示されており、高齢化の進展により介護や支援を要する方、認知症の方が、今後さらに増加することが見込まれます。

国民の誰もがより長く、元気に活躍できて、全ての世代が安心できる「全世代型社会保障」を実現するため、2040年までに健康寿命を2016年と比べて3年以上伸ばし、75歳以上とするという目標「健康寿命延伸プラン」が掲げられています。＊令和元年5月

現在、増加する認知症高齢者の支援や介護予防、災害時の支援体制づくり等、地域での支え合いや医療・介護・福祉の連携促進により高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活できるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組みが各地で進められています。また、高齢者だけではなく、子どもや障害者など地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことを目的とした地域共生社会の実現が目指されています。

高齢社会対策基本法に基づく「高齢社会対策大綱」では、基本的考え方として、

- (1) 年齢による画一化を見直し、全ての年代の人々が希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できるエイジレス社会を目指す
- (2) 地域における生活基盤を整備し、人生のどの段階でも高齢期の暮らしを具体的に描ける地域コミュニティを作る
- (3) 技術革新の成果が可能にする新しい高齢社会対策を志向する

ことが掲げられています。人生100年時代といわれる今日、誰もが健康で安心して、生きがいのある生活を送ることができる健康長寿社会を築くことが重要です。

高齢者やその家族、地域住民がその人らしく、共にいきいきと地域で暮らし続けることができるよう、多世代交流や就労的活動を含めた介護予防や社会参加の場の充実を図ることが打ち出されています。＊令和4年12月（全世代型社会保障構築会議報告書）

こうした状況もふまえ、9月15日の「老人の日」、同月21日までの「老人週間」を契機として、すべての高齢者が安心して暮らせるまちづくり、高齢者の社会参加・ボランティア活動の促進、高齢者の人権の尊重等、6つの目標を掲げ取り組むことを提唱いたします。

### キャンペーン期間

令和6年9月15日（老人の日）から21日までの7日間（老人週間）

※ この前後の期間にも運動を展開していくことを提唱いたします。

### 主 唱

内閣府 消防庁 厚生労働省 全国社会福祉協議会 全国老人クラブ連合会 長寿社会開発センター  
日本医師会 日本歯科医師会 日本薬剤師会 日本看護協会 日本社会福祉士会 日本介護福祉士会

### 協 賛

NHK 日本新聞協会 日本民間放送連盟

9月15日は

老人の田

事 務 連 絡  
令和6年8月22日

都道府県  
各 指定都市 老人福祉所管課（室） 御中  
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課

令和6年「老人の日・老人週間」の実施について

標記につきましては、「令和6年「老人の日・老人週間」の実施について」（令和6年8月22日老発0821第4号厚生労働省老健局長通知）により、その取り組みの実施についてお願いしているところですが、今般、別添のとおり消防庁予防課より、高齢者を中心とした住宅火災における死者数の低減を図るための「住宅防火・防災キャンペーン」の実施について、厚生労働省に対し、依頼がありましたので、周知いたします。

併せて、貴管内市町村及び関係団体に対しましてもご周知いただきますよう重ねてお願いいたします。

消防予第 366 号

令和6年7月30日

各都道府県消防防災主管部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長

(公印省略)

### 「住宅防火・防災キャンペーン」の実施について

近年の住宅火災による死者数は 900 人前後の高い数で推移しています。このうち 7 割以上が 65 歳以上の高齢者であり、今後さらなる高齢化の進展に伴い、住宅火災における高齢者の死者数の増加が懸念されます。

このため、消防庁では、住宅火災における高齢者を中心とした死者数の低減を図るため、団体・企業（別紙参照）と連携し、「老人の日・敬老の日に「火の用心」の贈り物」をキャッチフレーズに、改めて高齢者に火災予防を注意喚起するとともに、住宅用火災警報器、感震ブレーカー、住宅用消火器、エアゾール式簡易消火具、防災品など（以下「住宅用防災機器等」という。）を高齢者に贈ることなどを広く国民に呼びかける「住宅防火・防災キャンペーン」を 9 月 1 日～9 月 21 日に実施します。

なお、消防庁では、令和 6 年 1 月に発生しました輪島市大規模火災を踏まえ、地震発生時の住宅火災の発生を抑えるため、住宅用火災警報器や住宅用消火器、感震ブレーカー等の普及促進を図ってまいります。

つきましては、貴職におかれましても、本キャンペーンを契機として、高齢者宅における住宅用火災警報器の設置及び作動確認のほか、寝たばこ防止やストーブ・こんろの適切な使用などについて改めて注意喚起していただくとともに、住宅用防災機器や感震ブレーカー等の普及促進を図っていただきますようよろしくお願いします。

本キャンペーンのポスターは、各都道府県担当者を通じて、各消防本部に（東京消防庁には直接）送付しますので、各署所及び地域の自治会の掲示板への掲示や、小学校及び幼稚園などに配布いただき、キャンペーンの広報に効果的と思われる方法で適宜ご活用ください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の各市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知いただきますようお願いします。

※老人の日 9 月 15 日（老人福祉法第 5 条）

敬老の日 9 月 16 日（9 月の第三月曜日：国民の祝日に関する法律第 2 条）

#### <連絡先>

消防庁予防課予防係

担 当： 泉・村松

電 話： 03-5253-7523

E-mail: j.muramatsu@soumu.go.jp

# 住宅防火・防災キャンペーン

キャンペーン期間

令和6年 9月1日(日)～21日(土)

## 老人の日・敬老の日に 「火の用心」の贈り物

※老人の日:9月15日  
敬老の日:9月16日  
(9月の第3月曜日)

近年、住宅火災による死者数のうち高齢者の割合は7割以上と高水準で推移しています。  
住宅火災から高齢者を守りましょう。

### 住宅用火災警報器



すべての住宅に設置が必要な住宅用火災警報器。故障や電池切れで万が一の時に作動しないことがないように、定期的に作動確認し、10年を目安に交換することが大切です。

### 感震ブレーカー



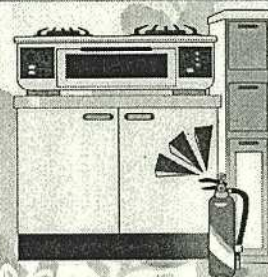
地震による電気火災を防ぐため感震ブレーカーを設置しましょう。

### 防災品



いざという時に備えて住宅用防災機器等(住宅用火災警報器・住宅用消火器・防災品など)を身近に備えましょう。

### 住宅用消火器



住宅防火に関する資料や動画はこちらからご覧いただけます。



FDMA  
住民とともに

総務省消防庁

Fire and Disaster Management Agency

身近な  
防火・防災  
プロジェクト